

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新郷停車場線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
羽生市大字上新郷字上悪土一九 四八番一地从先から 行田市大字下須戸字寺浦九九二 番一地从先まで	羽生市大字上新郷字上悪土一九 四〇番二地从先から 羽生市大字上新郷字上出口一九 九六番一地从先まで	羽生市大字上新郷字上悪土一九 四〇番二地从先から 羽生市大字上新郷字上出口二〇 七五番一地从先まで	区 間
六・五九〇 二六・二四	六・〇〇〇 六・〇〇〇	六・〇〇〇 一四・〇五	敷地の幅員 (メートル)
三五九六・六一	五九・一四	二二七・〇七	延 長 (メートル)
			備 考